



# こども計画について

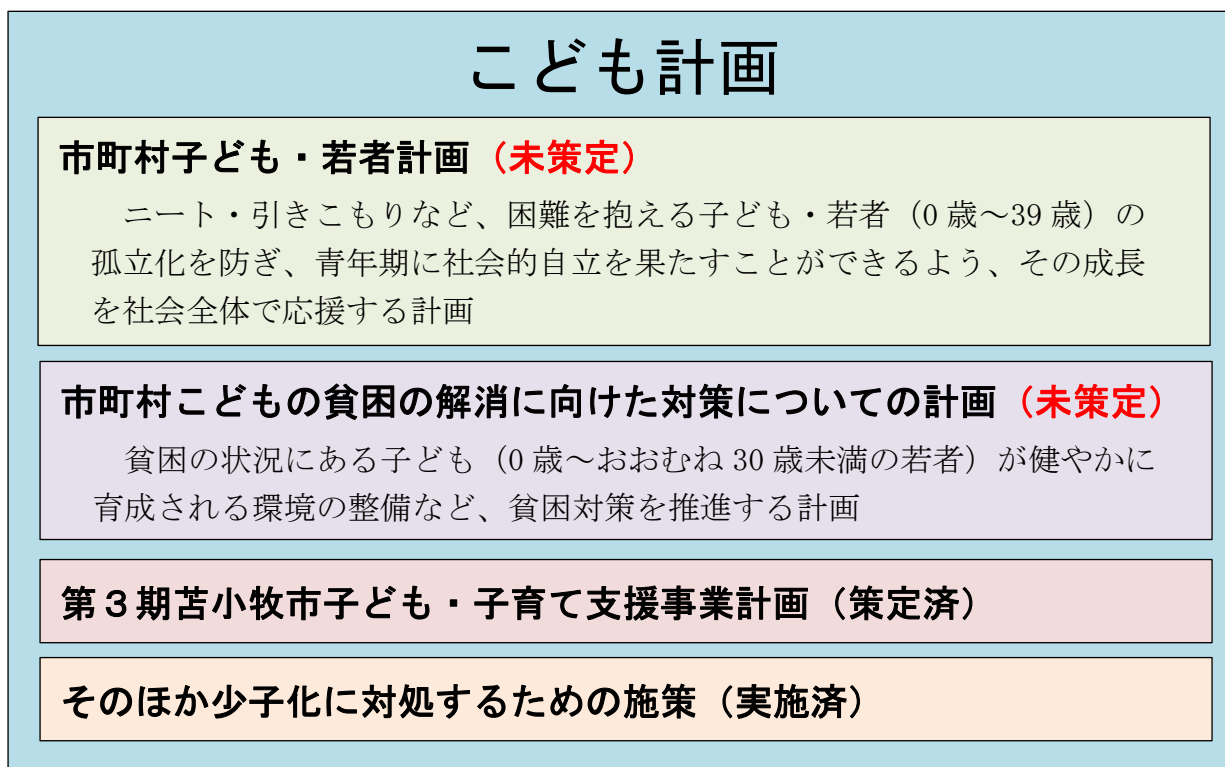
## 1 こども計画とは

こども基本法第10条により、「市町村は、こども大綱及び都道府県こども計画を勘案して、「市町村こども計画」を定めるよう努めるものとする」と規定されている。

都道府県こども計画にあたる「北海道こども計画」は、令和7年3月に策定しており、市町村こども計画を策定した道内自治体もある。（札幌市、旭川市、千歳市など）

## 2 こども計画の構成要素と計画策定状況

市町村こども計画は、子ども・若者計画（努力義務）、こどもの貧困の解消に向けた対策についての計画（努力義務）、その他法令の規定により市町村が作成する計画と一体のものとして作成できるとされていることから、本市ではこれらの計画を包含したこども計画を策定する。



## 3 こども計画策定の目的とメリット

上記3つの計画に自治体における施策や地域資源、地域の実情を勘案しながらこどもや子育て当事者等の意見を反映し作成するもの。こども計画を策定することで本市が目指す“こどもどまんなかのまち「苫小牧」”の実現につながる事が期待される。

### 【メリット】

- ・市のこども施策に全体として統一的に横串を刺すことで、庁内外で施策の連携が取りやすくなる
- ・地域の実情に合わせた子育て支援策が展開できるとともに、住民にとって一層分かりやすいものになる など

#### 4 策定方法

既存の「子ども・子育て支援事業計画」に「子ども・若者計画」及び「子どもの貧困対策計画」を入れ込み、令和9年4月からのこども計画とする。

	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
こども計画					
子ども・子育て支援事業計画（現行）					
子ども・若者計画（仮称）					
子どもの貧困対策計画（仮称）					

こども計画

（3つの計画を一体化）

3か年の計画  
として策定

0歳から39歳までの切れ目のない支援を実現！

#### 5 策定スケジュール（予定）

	令和8年度												
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
審議会													
アンケート調査 （ニーズ把握）													
素案作成													
最終案作成													
完成													

※上表のほかに、こどもの意見聴取の場及び庁内検討の場を設置することを検討中